

出入口

基本的な考え方

公園等の出入口は、様々な形態がありますが、車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も不自由なく通過できる構造にすることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

1 以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ア** 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ** 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
- ウ** すりつけこう配は、10パーセント以下とすること。
- エ** 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- オ** 車止め柵を設ける場合においては、有効幅員を90センチメートル以上とすること。

解説

- 幅員は人と車いす使用者がすれ違える寸法としていますが、車止め柵を設ける場合には車いす使用者が円滑に通過できる寸法以上としています。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（段差が2センチメートル以下で面取を施している段）以外のものが該当します。

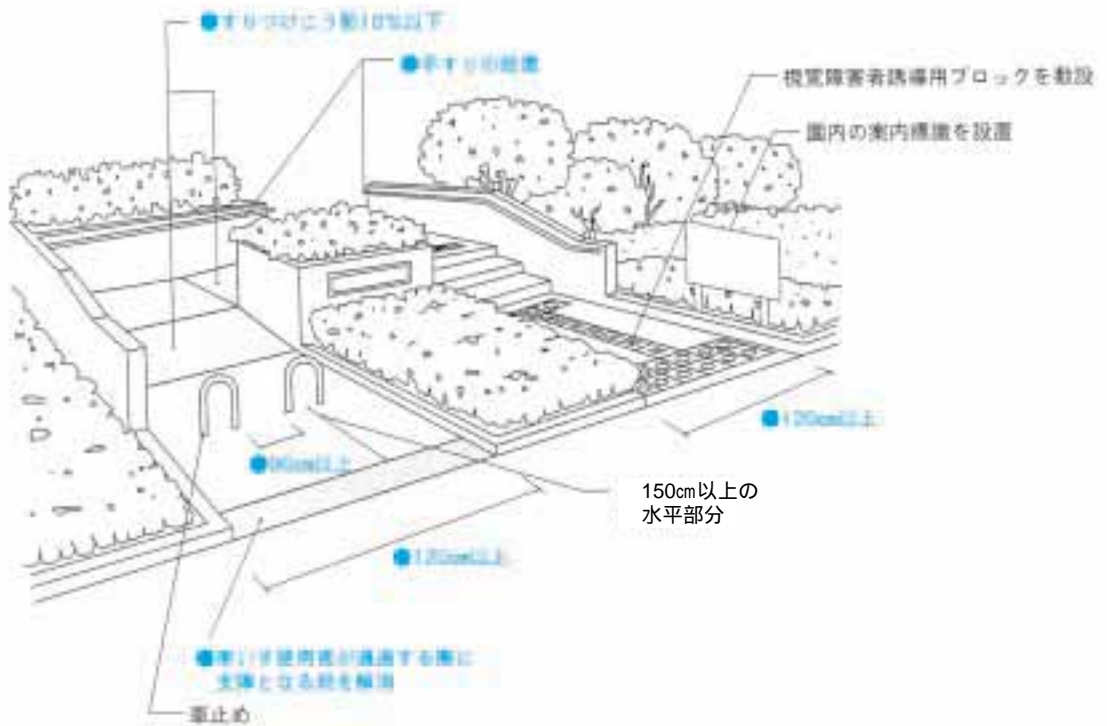
留意事項

- 車止めやスロープ等の前後150センチメートルは、水平としてください。

出入口の整備例(1) (歩道等との高低差がない場合)



出入口の整備例(2) (歩道等との高低差がある場合)



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な
考え方

主要な園路は、建築物の敷地内通路と同様に車いすを使用する人が不自由なく通行し、方向転換ができる構造にすることが求められます。

整備基準

主要な園路のうち、1以上の園路は、1に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。

- ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 幅員は、120センチメートル以上とすること。
- ウ 横断こう配は、8パーセント以下とし、かつ、横断こう配は、水こう配程度とすること。
- エ 4パーセント以上の縦断こう配が50メートル以上続く場合においては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。
- オ 縁石を切り下げの場合においては、切下げ部分の幅員は、120センチメートル以上、すりつけこう配は8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- カ 園路を横断する排水溝のふたは、つえ、及びベビーカーのキャスターが落ち込まないものとする。
- キ 階段の設ける場合においては、当該階段は、(8)に定める構造の傾斜路及び踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。

- ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
- イ 手すりを設けること。
- ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- エ 高低差が250センチメートルを超える場合においては、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けること。

ク キの階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

- ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。
- イ 傾斜路の縦断こう配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- エ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

主要な園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。

(ア)幅員は、180センチメートル以上とすること。

(イ)階段を設ける場合においては、建築物の3の項の工に定める構造とすること。

(ウ)傾斜路を設ける場合においては、建築物の2の項の(4)の工及び建築物以外の公共交通機関の施設の2の項の(5)のオに定める構造とすること。

(エ)高さ16センチメートルを超える傾斜路を設ける場合にあっては、段を併設すること。

(オ)出入口、車止め及び傾斜路に接する部分には、150センチメートル以上の水平部分を設けること。

(カ)傾斜路、階段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること(傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないものを除く。)。

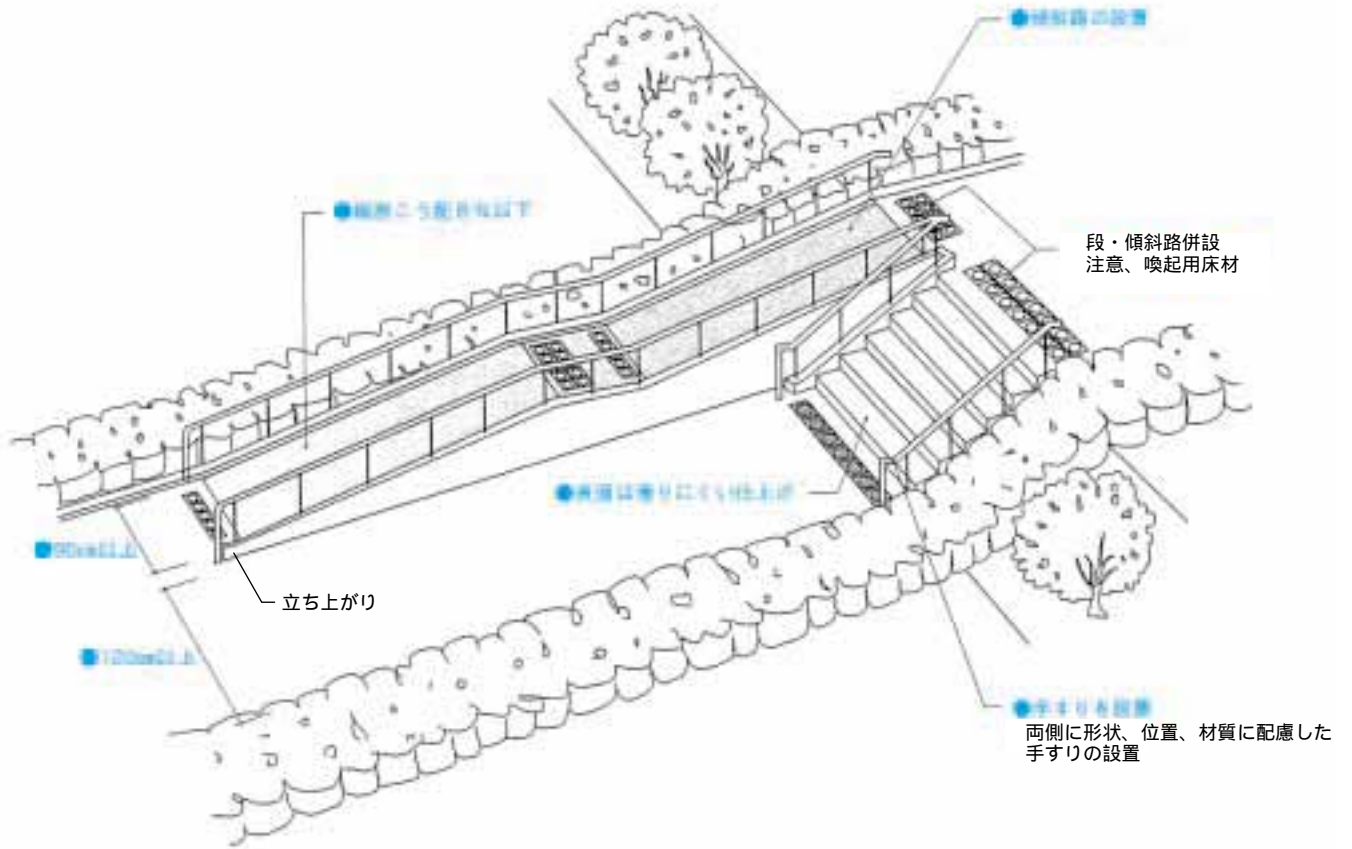
解説

- この基準は、建築物の敷地内の通路を参考として規定しています。
- 幅120センチメートルは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法です。

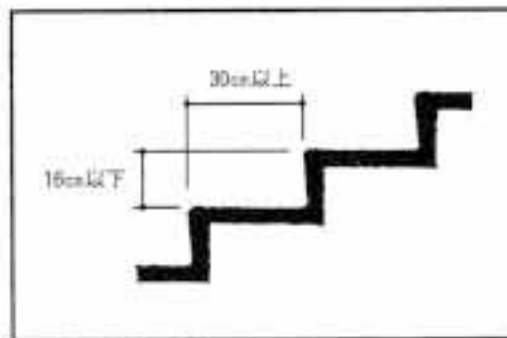
配慮事項

- 車いすの転回が容易にできるよう幅員を140センチメートル以上とするか、50メートル以内ごとに転回可能な場所を設けるかしてください。
- 縦断こう配が8パーセントの場合は9メートル、4パーセントの場合は50メートルを目安に150センチメートル以上の水平な部分を設けてください。
- 砂利敷きは、避けることが望まれます。
- マンホールのふた、平板等の舗装材は、凹凸が生じやすいので維持管理に注意が必要です。
- 凹凸や隙間の大きいインターロッキング等は、車いす使用者の通行の際、絶え間なく振動を生じさせるなど通行に支障があります。

園路に設けられる階段・傾斜路の整備例



段の形状



凡例	● 整備基準
	◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

基本的な
考え方

建築物の便所と同様に、車いすを使用する人が不自由なく利用できる構造の便所をだれもが利用しやすい場所に設ける必要があります。

整備基準

(1)不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

- ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- イ 次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
 ケ 出入口は、建築物1の項に定める構造とすること。
 コ 建築物5の項(1)のイに定める基準に適合するものとする。
- ウ イに定める基準に適合する便所には、建築物5の項(1)のウに定める基準に適合する洗面器を1以上設けること。

(2)不特定かつ多数の者の利用に供する便所に男子用小便器を設ける場合においては、床置き的小便器その他これに類する便器を1以上設けること

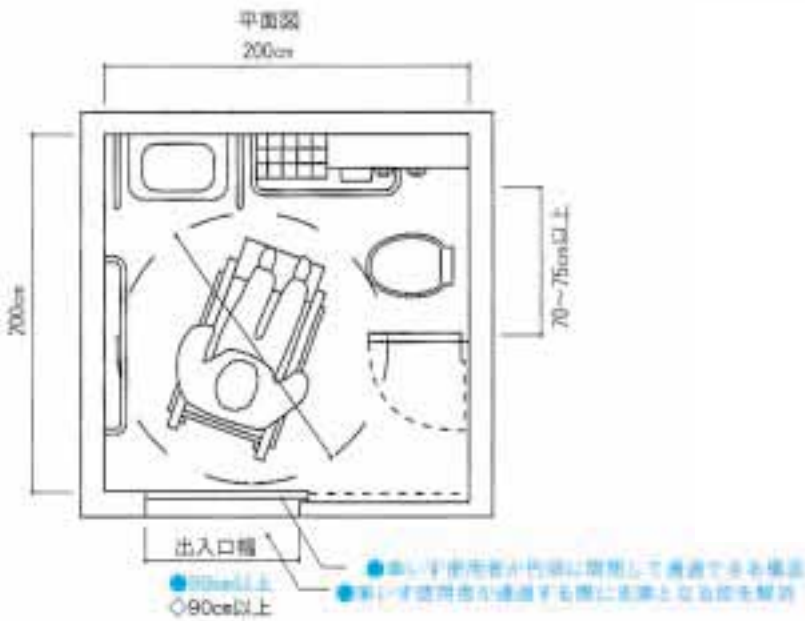
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1)多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、建築物の表の5の項(4)のアからケまで及びサに定める構造とすること。
- (2)(1)に規定する便所のうち、1以上の便所は、建築物の5の項(1)のイ、(2)及び(3)に定める構造とすること。

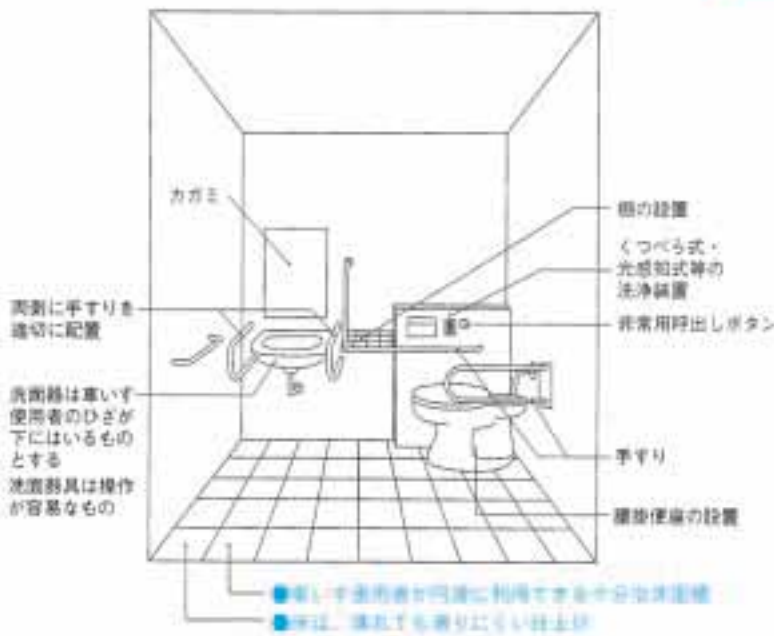
解説 ○建築物の便所と同様に規定しています。

配慮事項 ○距離が離れているため、車いす利用者利用可能便所を便所ごとに設けることが望まれます。

便室内の高備品設置例(200×200cmの場合)



車いす用洗面器の例



標示例



見やすい方法で表示すること

- 凡例 ● 標準基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

駐車場

(機械式駐車場を除く。)

基本的な考え方

建築物の駐車場と同様に、主要な園路への出入りが容易な場所に、乗り降りに必要なスペースを設けた車いす使用者専用の駐車区画を設けることが求められます。

整備基準

— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

- (1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。
 (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。

- ア** 車いす使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路にできるだけ近く、かつ、車いす使用者が当該園路に円滑に移動できる位置に設けること。
イ 建築物6の項2のイ及びウに定める基準に適合するものとする。

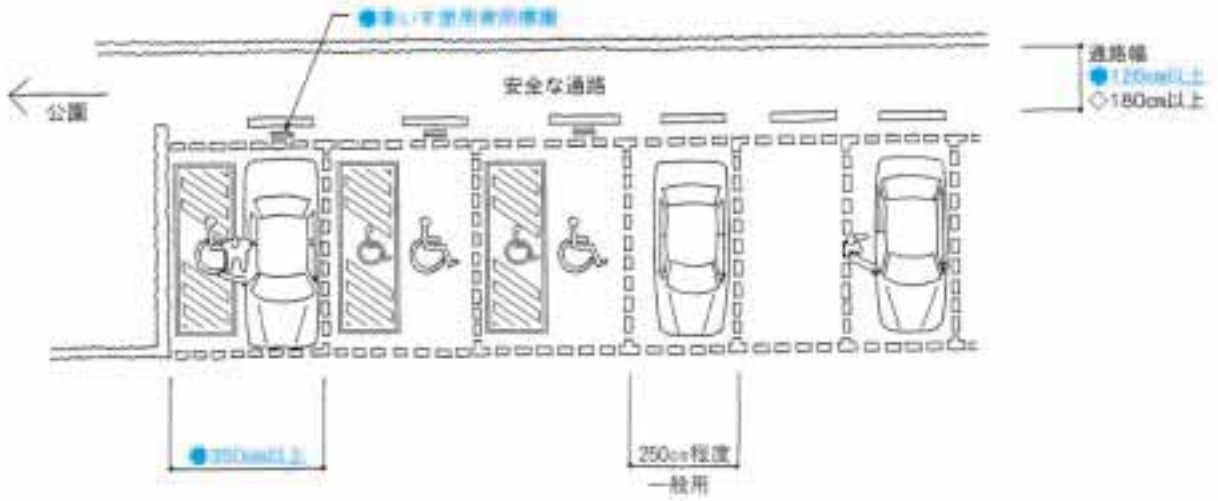
- (1) 車いす使用者用駐車施設の数、建築物6の項に定める数とすること。

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設
1～50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～	全駐車台数×1%+2

- (2) 駐車場は建築物の表の6の項の(4)に定める基準に適合するものとする。

解説 ○建築物の駐車場と同様に規定しています。

駐車スペースの寸法



立札による表示例



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準

案内表示等

基本的な
考え方

高齢者や車いすを使用する人を含み、心身に障害のある人にとって見やすく理解しやすい案内表示にする必要があります。

整備基準

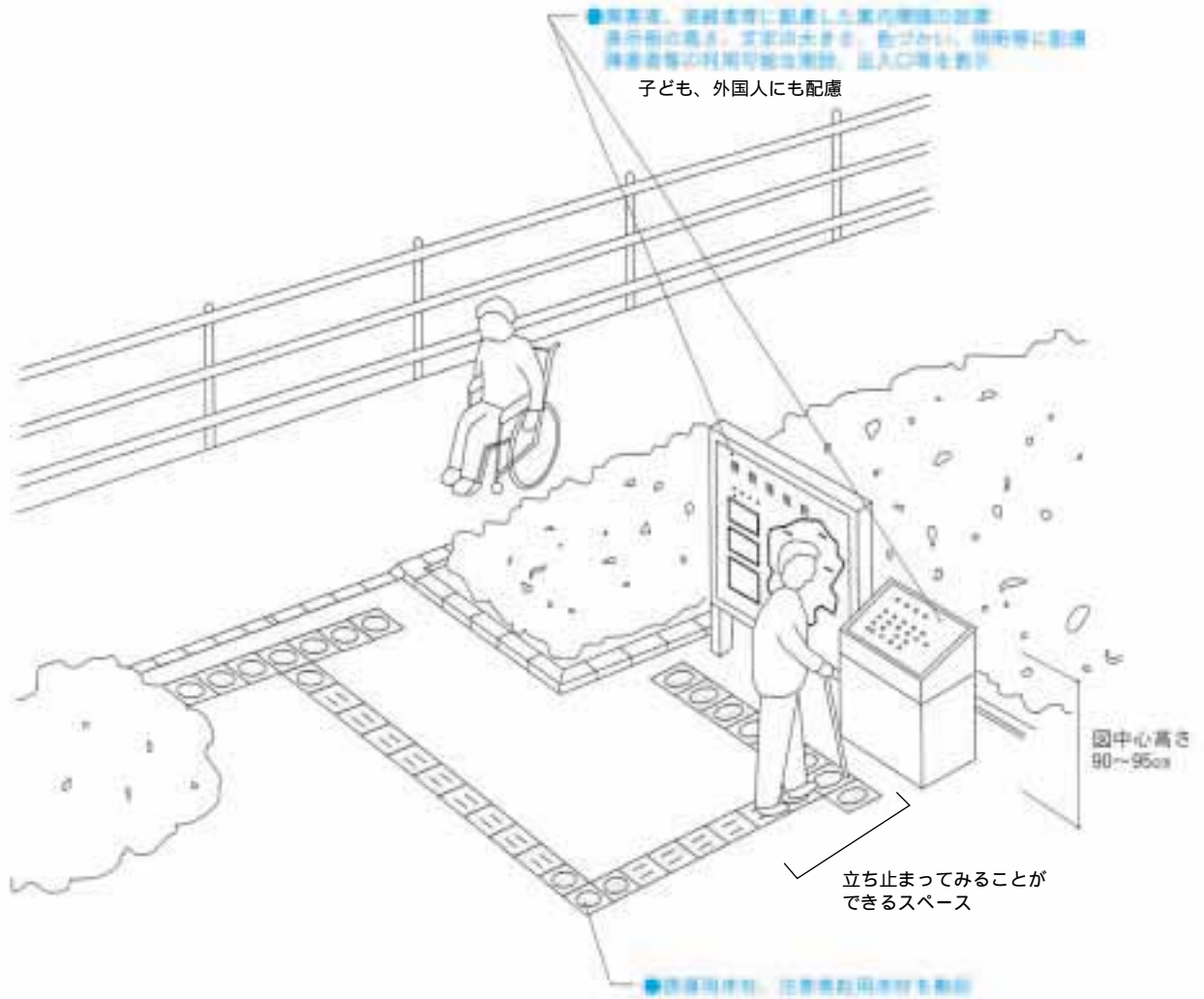
— ユニバーサルデザイン施設整備基準 —

障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。

解説

○色の決め方などについては建築物の案内標示等を参考にして下さい。

案内標識の整備例

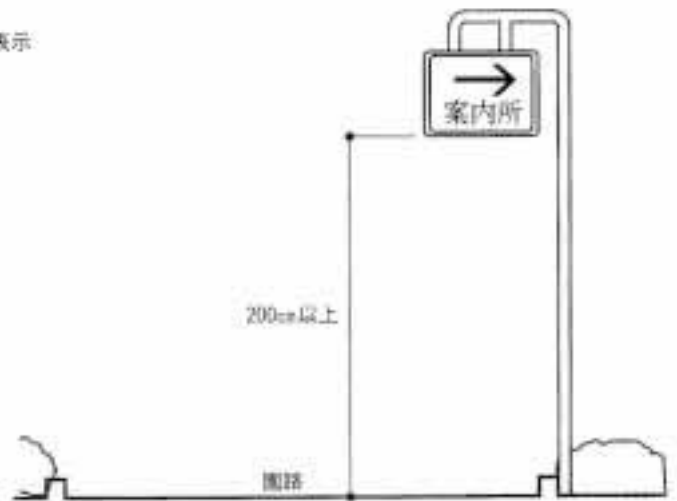


誘導、位置、案内、規制の4種のサイン類を適所に配慮

触知図の例



吊り下げ型案内板の下端高さ



- 凡例 ● 整備基準
◇ ユニバーサルデザイン施設整備基準